

# 処理業の許可等に関する基準

令和元年（2019年）12月13日 改正

## 第1 趣旨

この基準は、熊本県産業廃棄物指導要綱（以下「指導要綱」という。）第3条の規定に基づき、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可等に関し必要な事項を定める。

なお、この基準に定めのないものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃掃法政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃掃法省令」という。）及び熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年熊本県規則第51号。以下「細則」という。）に定めるところによるものとする。

## 第2 定義

この基準における用語の定義は、指導要綱第2条に定めるところによるものとする。

## 第3 処理業、再生利用指定業及び再生事業者の登録に係る添付資料

- 1 廃掃法第14条第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可（同法第14条の2第1項の規定に基づく事業範囲の変更許可を含む。）及び許可の更新の申請に係る添付書類は、廃掃法省令に定める書類及び図面のほか、次の書類及び図面とする（別記「（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類一式」収運業様式第1号から第13号）。
  - (1) 申請者（法人の場合は、役員及び株主等を含む。）が外国籍の場合は、在留資格が確認できる書類の写し
  - (2) 申請者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
  - (3) (2)において、成年被後見人又は被保佐人として登記されている場合は、精神の機能の障がいの有無に関する医師の診断書
  - (4) (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可講習会（過去に新規講習会を修了している場合にあっては、更新許可講習会でも可）の「収集運搬課程」の修了証の写し
  - (5) 運搬車両、運搬船及び貨車等の運搬施設の前面及び側面方向からのカラー写真（ナンバープレート及び既に許可を有している事業者の場合は、廃掃法省令第7条の2の2第1項に規定する表示が判読できること。）及び検査証の写し
  - (6) 申請者の事務所及び事業場の半径2km以内の見取図、車庫の平面図及び運搬船の積降し港の見取図
  - (7) 変更許可又は許可の更新の申請時には、変更前又は更新前の許可証
- 2 廃掃法第14条第6項に規定する産業廃棄物処分業の許可（廃掃法第14条の2第1項の規定に基づく事業範囲の変更許可を含む。）及び許可の更新の申請に係る添付書類は、廃掃法省令に定める書類及び図面のほか、次の書類及び図面とする（別記「（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請書添付書類一式」処分業様式第1号から第7号）。
  - (1) 処分業の事業計画の概要を記載した書類

- (2) 申請者（法人の場合は、役員及び株主等を含む。）が外国籍の場合は、在留資格が確認できる書類の写し
- (3) 申請者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- (4) (3)において、成年被後見人又は被保佐人として登記されている場合は、精神の機能の障がいの有無に関する医師の診断書
- (5) 中間処理によって新たな産業廃棄物が残さ物として生じる場合は、その産業廃棄物の処分方法を記載した書類
- (6) 海洋投入処分業を行う場合は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第13条に規定する廃棄物排出船の登録済証の写し
- (7) (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可講習会（過去に新規講習会を修了している場合にあっては、更新許可講習会でも可）の「処分課程」の修了証の写し
- (8) 申請者の事務所及び事業場の半径2 km以内の見取図
- (9) 産業廃棄物処理施設（許可を有する場合に限る。）を使用して処分業を行う場合は、廃掃法第21条第3項に規定する技術管理者の資格を有する者であることを証する書類
- (10) 申請者が(7)の技術管理者を雇用していることが確認できる書類（従業員名簿、雇用証明書等）
- (11) 海洋投入処分業は海洋投入処分の場所の位置を明示した位置図
- (12) 変更許可又は許可の更新の申請時には、変更前及び更新前の許可証

3 廃掃法第14条の4第1項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（廃掃法第14条の5第1項の規定に基づく事業範囲の変更許可を含む。）及び許可の更新の申請に係る添付書類は、廃掃法省令に定める書類及び図面のほか、次の書類及び図面とする（別記「(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類一式」収集運搬様式第1号から第13号）。

- (1) 申請者（法人の場合は、役員及び株主等を含む。）が外国籍の場合は、在留資格が確認できる書類の写し
- (2) 申請者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- (3) (2)において、成年被後見人又は被保佐人として登記されている場合は、精神の機能の障がいの有無に関する医師の診断書
- (4) (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する特別管理産業廃棄物の許可講習会（過去に新規講習会を修了している場合にあっては、更新許可講習会でも可）の「収集運搬課程」の修了証の写し
- (5) 運搬車両、運搬船及び貨車等の運搬施設の前面及び側面方向からのカラー写真（ナンバープレート及び既に許可を有している事業者の場合は、廃掃法施行規則第7条の2の2第1項に規定する表示が判読できること。）及び検査証の写し
- (6) 感染性産業廃棄物を運搬する車両がある場合は、当該車両が保冷機能を有することが確認できる書類（運搬距離が短距離である場合など、運搬中に性状が変化せず、かつ感染性病原体が増殖するおそれのない場合を除く。）
- (7) 申請者の事務所及び事業場の半径2 km以内の見取図、車庫の平面図及び運搬船の積降し港の見取図
- (8) 変更許可又は許可の更新の申請時には、変更前又は更新前の許可証

4 廃掃法第14条の4第6項に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可（廃掃法第14条の5第1項の規定に基づく事業範囲の変更許可を含む。）及び許可の更新の申請に係る添付書類は、廃掃法省令に定める書類及び図面のほか、次の書類及び図面とする（別記「(特別管理)産業廃棄物処分業許可申請書添付書類一式」処分業様式第1号から第7号）。

- (1) 処分業の事業計画の概要を記載した書類
- (2) 申請者（法人の場合は、役員及び株主等を含む。）が外国籍の場合は、在留資格が確認できる書類の写し
- (3) 申請者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- (4) (3)において、成年被後見人又は被保佐人として登記されている場合は、精神の機能の障がいの有無に関する医師の診断書
- (5) 中間処理によって新たな産業廃棄物が残さ物として生じる場合は、その産業廃棄物の処分方法を記載した書類
- (6) (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する特別管理産業廃棄物の許可講習会（過去に新規講習会を修了している場合にあっては、更新許可講習会でも可）の「処分課程」の修了証の写し
- (7) 申請者の事務所及び事業場の半径2 km以内の見取図
- (8) 産業廃棄物処理施設（許可を有する場合に限る。）を使用して処分業を行う場合は、廃掃法第21条第3項に規定する技術管理者の資格を有する者であることを証する書類
- (9) 申請者が(6)の技術管理者を雇用していることが確認できる書類（従業員名簿、雇用証明書等）
- (10) 変更許可又は許可の更新の申請時には、変更前及び更新前の許可証

5 細則第8条第1項、同条第3項及び第10条第2項に規定する再生利用個別指定業指定の申請、再生利用個別指定業変更指定の申請及び再生利用個別指定業指定有効期間延長の申込みに係る添付書類は、次の書類及び図面とする。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 取引関係を記載した書類
- (3) 再生施設における生活環境保全上の対策を記載した書類
- (4) 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- (5) 再生活用業者が再生輸送を委託する場合は、委託関係を記載した書類
- (6) 再生輸送業者が申請する場合は、再生活用業者との委託関係を記載した書類
- (7) 申請者が法人の場合は、その法人の定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本
- (8) 申請者（法人の場合は、役員及び株主等を含む。）が外国籍の場合は、在留資格が確認できる書類の写し
- (9) (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可講習会（過去に新規講習会を修了している場合にあっては、更新許可講習会でも可）「収集運搬課程及び処分課程」の講習会の修了証の写し
- (10) 申請者が法人の場合は、株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上に額を出資している者の氏名又は名称、住所及び株式の数又は出資の金額を記載した書類
- (11) 申請者が個人の場合は、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- (12) 申請者が法人の場合は、役員及び(10)の者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- (13) (11)及び(12)において、成年被後見人又は被保佐人として登記されている場合は、精神の機能の障がいの有無に関する医師の診断書
- (14) 申請者が法人の場合には、直前2年の各事業年度における経理的基礎に関する書類並びに法人税の納付すべき額及び納付額済額を証する書類
- (15) 申請者が個人の場合は、資産に関する調書並びに直前2年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (16) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及

び設計計算書並びに当該施設の半径2 km以内の見取図

- (17) (16) の施設の設置される土地の所有権又は使用権を証する書類
- (18) 「再生輸送」を行う申請者にとっては、使用する運搬車両、運搬船及び貨車等の前面及び側面方向のカラー写真（ナンバープレートが判読できること。）及び検査証の写し
- (19) (18) の運搬施設の保管庫の見取図

6 細則第14条第1項に規定する廃棄物再生事業者登録の申請に係る添付書類は、廃掃法政令及び廃掃法省令に定める書類及び図面のほか、次の書類及び図面とする。

- (1) 事業の用に供する施設の設計計算書
- (2) 申請者（法人の場合は、役員及び株主等を含む。）が外国籍の場合は、在留資格が確認できる書類の写し
- (3) 申請者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- (4) (3) において、成年被後見人又は被保佐人として登記されている場合は、精神の機能の障がいの有無に関する医師の診断書
- (5) (公財) 日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可講習会（過去に新規講習会を修了している場合にあつては、更新許可講習会でも可）「処分課程」の修了証の写し
- (6) 廃棄物再生事業によって新たな産業廃棄物が生じる場合は、その産業廃棄物の処分方法を記載した書類
- (7) 申請者の事務所及び事業場の半径2 km以内の見取図

#### 第4 産業廃棄物処理業等を行うに足りる技術的能力を説明する書類

第3の1から6における添付書類のうち、廃掃法省令第9条の2第2項第4号、同第10条の4第2項第6号、同第10条の9第2項、同条第3項、同10条の12第2項、同第10条の16第2項及び同条第3項に規定する「当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類」は、次の要件を満たす講習会の修了証の写しとする。

- 1 (公財) 日本産業廃棄物処理振興センターが実施する許可申請に関する講習会の修了証とし、修了者は次に該当する者とする。
  - (1) 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員又は廃掃法政令第6条の10に規定する使用人
  - (2) 申請者が個人である場合には、当該者又は廃掃法政令第6条の10に規定する使用人
- 2 「許可講習会の修了証（新規）」については、許可申請の日から起算して5年前の日以降許可申請の日までに修了していること。
- 3 「許可講習会の修了証（更新）」については、許可の更新の日から起算して2年前の日以降許可申請の日までに修了していること。
- 4 「許可講習会の修了者」は、許可を受けようとする複数の法人又は個人の修了者を兼務することができないものとする。

#### 第5 産業廃棄物と一般廃棄物の混載禁止

産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬を行う場合は、産業廃棄物と一般産業廃棄物を同

一の運搬車両又は運搬施設に混載して運搬しないものとする。

## 第6 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の混載禁止

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬を行う場合は、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物を同一の運搬車両又は運搬施設に混載して運搬しないものとする。ただし、他の産業廃棄物が混じらないように荷台を仕切る設備及び専用タンク等の施設を使用する場合は、この限りでない。

## 第7 運搬車両等の所有者の限定

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬に供する車両は、次の要件を満たすものとする。

- 1 道路運送車両法に基づく「自動車の登録及び検査に関する申請書等様式を定める省令（昭和45年2月20日運輸省令第8号）第4条に規定する第18号様式（軽自動車を除く一般車両）並びに軽第8号様式（軽自動車）」に規定する自動車検査証に掲げる「所有者の名称（「所有者の名称」及び「使用者の名称」いずれにも記載がある場合は「使用者の名称」）」に、許可申請を行うその法人の名称又は個人名が記載されている車両を1台以上有すること。
- 2 他の者が所有する運搬車両、運搬船又は貨車等を使用して収集運搬を行う場合は、文書による庸車契約等を行い、かつ、庸車契約等を行った車両のみを使用するものとする。

## 第8 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の運搬に伴う運搬車両及び容器の基準

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の運搬を行う場合は、廃棄物が飛散又は流出しないよう廃棄物の種類ごとに、次のような運搬車両及び容器を使用するものとする。

- 1 液状、泥状又は粉粒状等の廃棄物を運搬する場合は、次のような運搬車両を使用するものとする。
  - (1) 常温において液状の廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ等）にあつては、その性状に応じた専用の運搬車両（タンク車、ローリー車、バキュームカー等）
  - (2) 泥状の廃棄物（液状の汚泥、動植物性残さ等）にあつては、汚水漏れを防止する構造のダンプ車又は清掃車等
  - (3) 粉粒状の廃棄物（鉱さい、ばいじん等）にあつては、バルク車又は天蓋付ダンプ車等
- 2 液状、泥状又は粉粒状等の廃棄物を運搬する場合において運搬容器を使用する場合は、次のような運搬容器を使用するものとする。また、運搬容器は廃棄物が飛散又は流出しないように、金具等の設備又はロープなどにより荷台に固定して運搬するものとする。
  - (1) 鉱さい、動物のふん尿、ばいじん、燃え殻、汚泥、廃油及び液状の廃プラスチック類（塗料系）等にあつては、金属製容器（ドラム缶、灯油缶等）等
  - (2) 廃酸及び廃アルカリ等にあつては、樹脂製のタンク（FRP、エポキシ、メタリコン等の内面処理が施されているもの。）等
- 3 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の収集運搬を行う場合は、次のような容器を使用するものとする。
  - (1) 水銀使用製品産業廃棄物にあつては、破損による飛散流出防止のため、品目ごとに

- 形状、大きさ及び材質に適した容器
- (2) 液体の水銀が封入された水銀使用製品産業廃棄物及び液状の水銀使用製品産業廃棄物にあっては、内容物が漏れいしないよう密封できる容器
  - (3) 水銀含有ばいじん等にあっては、その性状に応じた適切な容器
- 4 特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物を運搬する運搬車両等は、次のような構造を有するものとする。
- (1) 保冷機能を有する車両であること（保冷機能を有する車両を必要としない場合は、感染性産業廃棄物の容器が車両から落下し、又は悪臭が漏れるおそれがないボックスタイプの構造を有する車両であること）
  - (2) 運転席と荷台が仕切られた構造であること
- 5 特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物の収集運搬を行う場合は、次のような容器に収納し密閉して運搬を行うものとする。
- (1) 「注射針、メス等の鋭利なもの」にあっては、金属やプラスチック製等で耐貫通性のある堅牢な容器に、黄色のバイオハザードマークをつけたもの
  - (2) 「液状、泥状のもの」にあっては、廃液等が漏洩しないよう密閉可能な容器に、赤色のバイオハザードマークを付けたもの
  - (3) 「固形状のもの」にあっては、丈夫なプラスチック袋を二重にしたもの又は堅牢な容器に、橙色のバイオハザードマークを付けたもの
- 6 その他の廃棄物の運搬においては、廃棄物が運搬中に飛散又は流出しない方法によるものとする。

## 第9 土砂等積載禁止車両で運搬できない産業廃棄物の種類

産業廃棄物収集運搬業に使用する運搬車両で、自動車検査証の備考の「その他の検査事項」欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」と記載されている運搬車両は、次の産業廃棄物を収集運搬しないものとする。なお、特別管理産業廃棄物収集運搬業においても同様とする。

- (1) がれき類
  - (2) 鋤さい
  - (3) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
  - (4) 燃え殻（石炭がらに限る。）
- ※土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の規定を準用

## 第10 産業廃棄物の収集運搬に伴う積替保管の基準

- 1 産業廃棄物の収集運搬に伴う積替保管を行う場合は、次によるものとする。
- (1) 当該保管する産業廃棄物の数量が、当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数値（保管上限）を超えないようにすること。
  - (2) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
  - (3) 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
  - (4) 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
  - (5) 産業廃棄物の種類に応じた保管基準を満たすこと。
  - (6) 保管場所での選別、前処理を行わないこと。

- (7) 排出事業者ごとの産業廃棄物の保管、把握ができること。
- (8) 計量器等によって受入量、搬出量が把握できること。

2 特別管理産業廃棄物の収集運搬に伴う積替保管の基準は、産業廃棄物の収集運搬に伴う積替保管の基準以外に次の基準を満たすものとする。

- (1) 積替えの場所には、特別管理産業廃棄物が、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けるなど必要な措置を講ずること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合する場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類に応じた保管基準を満たすこと。
- (3) 保管場所での選別、前処理などを行わないこと。
- (4) 排出事業者ごとの特別管理産業廃棄物の保管、把握ができること。
- (5) 計量器等によって受入量、搬出量が把握できること。

#### 第11 計量器の設置

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分業を行う者は、処分施設を設置する事業場内に、廃棄物の重量を計測する計量記録装置を設置するものとする。

#### 第12 屋号の使用

- 1 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業又は処分業を個人で行う者のうち、屋号の使用を希望する者は、知事に届出を行うものとする（別記「(特別管理)産業廃棄物処理業の屋号の使用・変更・廃止届出書」屋号様式第1号）。
- 2 前項の規定に基づき屋号を使用している者で、当該屋号の変更を希望する者は、知事に届出を行うものとする。
- 3 1, 2の規定に基づき屋号を使用している者で、当該屋号の廃止を行いたい者は、知事に届出を行うものとする。